



Title	明治初期京都における調剤資格制度に関する史的考察
Author(s)	小野, 尚香
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39884
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 お 小 野 尚 香

博士の専攻分野の名称 博 士 (医 学)

学 位 記 番 号 第 1 2 3 8 6 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 8 年 3 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

医学研究科社会系専攻

学 位 論 文 名 明治初期京都における調剤資格制度に関する史的考察

論 文 審 査 委 員 (主査)
教 授 多田羅浩三

(副査)
教 授 若杉 長英 教 授 矢内原千鶴子

論 文 内 容 の 要 旨

【目的】

わが国の医薬制度の根幹は1874年「医制」公布により確立され、近代的薬事制度は1889年「薬品営業並薬品取扱規則」制定により一応の完成をみたとされる。それ以前に、京都に固有の調剤資格制度がみられた。本研究では、この制度について、調剤資格者の規定、その養成も含めた薬学教育、さらに調剤専門施設の設立とその経緯を調査し、その歴史的特性を考察することを目的とした。

【方法】

明治初期1870年から1880年にいたる京都府の調剤資格制度について、布令、布達、布告、勸業類・衛生類の勸業課調書、伺達（政府への申請および政府の許可に関わる書類）、京都勸業事務・起業進歩、栽培記録、舎密局録査、舎密局浚証書、下令雑記、京都府日誌、制法、勸業場及諸工場規則、徳重文書、明石博高文書、京都府立療病院年報、外国人雇用書類などおもに当時の行政文書を用いて調査し分析した。さらに京都府の制度を、法律ならびに文部省布達、内務省布達・命令・稟議・上申・訓示・太政官布告などにみられる政府方針とも比較した。

【結果】

京都府は薬事の第一歩として欧化政策の路線上に薬品とその担い手を策定した。それは勸業政策上にあり西洋医学に則った医療政策に連動して企図された。調剤資格制度に関しては次のような構築過程がみられた。

1 京都府は1872年「薬物商業規則」により調剤資格制度を発足せしめ、調剤資格者として「合薬業」を定めた。また一般販売業者として「通薬業」を規定し、薬業間における職能の整理と管理を促した。1874年の「医制」公布後は、調剤資格者の専門性を重視した「医制」の原則と府の従来の方針に準則して、「薬舗主」の名のもとに調剤資格者をまとめる意向を公示し、全国にさきがけて「薬舗開業試験」をおこなった。その一方政府は、「医制」において、経過措置として「従来薬舗主タル者」と「二等医師」に仮免状の授与を定めた。それによって、「薬舗主」の職能と職権が曖昧になった。さらに「薬舗主」の養成教育を積極的におこなうことなく、1884年に医師薬舗兼業を許可している。

2 調剤資格者は京都府の教育政策によって養成された。これは「医制」において「薬舗主」の養成が民間の「薬舗」に委ねられたこととは異なる。府は、「舎密局」、「合薬会社」という薬事施設に教育の場を設け、西洋の薬学を修得したオランダ人、ドイツ人、イギリス人を教師としてむかえた。専門知識をもつ、いわゆる「お雇い外国人」などに

よって、西洋の学理と技術が直輸入され、調剤資格者の養成を短期間で可能にした。

3 調剤資格者は京都府の勸業施策によって業務の基盤を獲得し、また府の政策方針に貢献するものとなった。「合薬会社」は、府が主導した調剤業務を専門とする株式会社である。京都府の役人、薬学者、薬種商など府・民両側の人的構成によって支えられ、調剤業務の制度化と民営化という公的・私的役割を保有した。「合薬会社」の業務推進をとおして、京都府は薬を賣ぐ医師すなわち漢方医らを政策上否定し、西洋医学・薬学の利点をいかした調剤制度の推進をはかった。京都府は府令などをとおして、医師、病者また町役人に「合薬会社」への理解と協力を求めた。しかし医師に処方箋を請求するという考え方は病者側にも根づかず、また業務上相補の関係にある西洋医は、たとえば1876年度は京都府下の医師総数の約25%であり、調剤業務推進にむけた諸活動は府と「合薬会社」のひとり相撲となった。「合薬会社」は1880年に薬物製造などの業務内容の拡大を決定し、会社存続をはかっている。

4 京都の調剤資格制度は、京都府の役人や薬学知識のある者さらに、薬業を営む者が一体となって企図され構築されたものであった。また、地方の衛生活動を尊重する当時の衛生行政政策によって可能であった。たとえば「医制」は1つの法式を示したが、その施行については、各地方の状況に委ねるという性格のものであった。

明治初期京都における薬事制度は1881年に節目をむかえ、京都固有の制度を支えた「舎密局」と「合薬会社」が前後して廃止の途を辿った。それは中央集権国家確立へとむかい、構築しつつあった衛生行政制度が「頓挫」にむかう時代の潮流と重なる。

【総括】

西洋の医学・薬学の利点のうえに調剤資格養成と調剤業務を積極的に推進した京都府の調剤資格制度は、わが国の近代の医薬制度確立以前にみられた、地方に根ざした薬事制度構築の試みとして貴重である。

論文審査の結果の要旨

わが国の医薬制度の根幹は1874年「医制」公布により確立され、近代的薬事制度は1889年「薬品営業並薬品取扱規則」制定により一応の完成をみたとされる。それ以前に、地方京都において調剤資格制度が構築された。本論文では、この制度について、規則、教育、勸業面を調査し、その歴史的特性を明らかにすることを目的としている。

研究の方法としては、明治初期の京都における調剤資格制度について、勸業類・衛生類の勸業調書、布令、布達、布告、勸業場および工場規則などおもに当時の行政文書を用いて調査、分析をおこなった。さらに京都の制度と文部省布達、内務省布達などにみられる政府方針との比較をおこなった。

京都府は1872年に「薬物商業規則」を布告して調剤資格制度を発足せしめ、調剤の専門技術者として、「合薬業」を定めた。同時に一般販売業者として「通薬業」を規定し、薬業に関する職能の整理と管理をおこなった。「医制」公布後も、調剤資格者の専門性を重視して、全国に先がけて資格試験である「薬舗開業試験」を実施している。

京都府は1871年ごろから「舎密局」において薬学講習を開始し、1875年からは、オランダ人薬学者を教師としてむかえ調剤資格者の教育をおこなっている。また、調剤資格者は京都府の勸業施策によっても業務の基盤を獲得することとなった。1874年設置の「合薬会社」は、府が主導した調剤業務を専門とする株式会社である。京都府の役人、薬学者、薬種商など府・民両側の人的構成によって支えられ、調剤業務の制度化と民営化という公的任務を担う私的機関であった。

ここに述べた京都に固有の調剤資格制度は、1881年、中央集権国家確立への時代の潮流のなかで節目をむかえ、その後、制度を支えた「舎密局」および「合薬会社」の廃止とともにその姿をけすこととなった。

西洋の医学・薬学の利点のうえに積極的に推進された、明治初期京都における調剤資格制度は、わが国の近代の医薬制度確立以前にみられた薬事制度構築の試みであり、その経緯について一次資料を詳細に調査しまとめた本論文は、学位の授与に値すると考えられる。